

平成 30 年度 政策討論会全体会議 要点記録

日 時 平成 31 年 1 月 22 日 (火)

午前 10 時～午前 10 時 21 分

場 所 第 1 委員会室

主席者 座 長：京西 且哲

副 座 長：松本 妙子

第一分科会：池内 矢一〔座長〕 岩崎 雅秋〔副座長〕

澤田 和代 南 加代子 井舎 英生 前田 将臣

鳥居 宏次 稲田 悦治 今口 千代子

第二分科会：岸田 厚〔座長〕 米田 貴志〔副座長〕

反甫 旭 金子 拓矢 鳥野 隆生 友永 修

雪本 清浩 池田 啓子 宇野 真悟

第三分科会：井上 博〔座長〕 河合 馨〔副座長〕

来原 佳一 京西 且哲 松本 妙子 岡林 憲二

井上 源次 中井 良介

【要点】

○座長

ただいまから、「平成 30 年度 政策討論会 全体会議」を開催します。

議員の皆様におかれては、昨年 7 月より、3 つの分科会に分かれ、それぞれのテーマについて活発な議論をいただきまして、本当にご苦労様でした。

本日の全体会議は、代表者会議で定めている「政策討論会にかかる確認事項」に基づきまして、各分科会で作成いただきました提案書・提言書を発表し、お互いに意見交換をするために開催するものです。

まず、全体会議の開催にあたり、先にお諮りしたいことがあります。

全体会議の進め方についてですが、事前にお配りしております提案書・提言書に基づき、分科会ごとに座長が報告した後、その都度、全員で意見交換を行いたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。

まずは、第一分科会座長から、『こどもの安全・安心見守り活動の現状と今後の課題について』、ご報告をお願いします。

○第一分科会座長

はい。ただいま座長よりお話がありましたとおり、第一分科会では『こども

の安全・安心見守り活動の現状と今後の課題について』をテーマとして、討論を行ってまいりました。それでは、報告をさせていただきます。

討論テーマ『こどもの安全・安心見守り活動の現状と今後の課題』

現状：学校により「こどもの安全見守り隊」の協力者が多いところと極端に少ないところがある。有償ボランティアの「見守りボランティア」は3校区でボランティア登録者がいない現状がある。「通学路安全推進会議」の中心は道路等ハード面である。

課題：こどもの見守り活動に関して掌握する部署がない。
有償・無償ボランティアの人員確保がされていない。
教育委員会は具体的な対応策を示していない。

提言：①こどもの見守りに関して、行政（教育委員会）の関係各課及び学校において情報共有を充分行うべきである。その為に情報を掌握する中心的な所管部署を決定する。
②ハード面については「通学路安全推進会議」で議論しているが、「こどもの安全・安心見守り活動」（ソフト面）に関して議論する場が少ないので、別に協議・検討できる会議を設置すべきである。

以上です。よろしくお願いします。

○座長

報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見等があれば、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

ないようですので、第一分科会の報告を終了します。

次に、第二分科会座長から、『働き方改革について（市職員も含む）』、ご報告をお願いします。

○第二分科会座長

はい。テーマが『働き方改革について（市職員も含む）』となります。

それでは、これから第二分科会より報告をさせていただきます。

討論テーマ『働き方改革について（市職員も含む）』

主旨

国において、働き方改革が議論されているが、本市役所においても超過勤務が多くある現状がある。職員の望ましい働き方について討論する。

【議論を通じ】

現在働き方改革がすすめられているのは、働いている人が病気になったり、自殺に追い込まれたりすることが無いようにするための改革である。

残業時間が月 80 時間や 100 時間を超える職場は、効率が悪いが無駄な仕事が多いと、考えられてしまう。

本市の職員の働き方改革を議論するにあたり、超過勤務の削減について、会議や報告事項の多さなど、職員の超過勤務の原因となる要因に対する考え方を見直す必要もある。

本市における職員の超過勤務について、公務労働の視点も含め、ただ単に超過勤務を削減するだけの視点でなく、そこへ向けた取り組みや方策を見出せるような議論を深めるため、岸和田市の現状、取り組みについて、担当課よりヒアリングを行い、また、他市の事例について意見を出し合い議論を行った。

(課題の抽出)

◎超過勤務月 80 時間 100 時間をどうしたら無くせるのか。

時間外勤務の対策、臨時職員の配置方法、業務の把握、健康重視の働き方改革の方策を探る

◎形として超過勤務を削減するというのではなく、なぜ超過勤務をしなければいけないのか。超過勤務がなぜ起こるのか、検証をどうするのか、課によっては無くせる超過勤務と無くせない超過勤務がある。どういった要因からくる勤務時間外労働なのかをさぐる。

課題解決にむけて、下記の通り提案する。

◎超過勤務が起こっている実態を把握するためにも、各課のヒアリングを行い、日報を提出してもらい状況を正確に把握することがまず必要である。

◎その上で超過勤務の解決策の選択肢のひとつとして、変則勤務、フレックスタイム、時差出勤の導入も考えられる。また、繁忙時間帯の対応や会議の時間を確保するため、全員が出勤できるコアタイムの設定も必要である。

◎公務労働との関連で事務量が増えてきている、窓口業務の後の事務量が増えている現状を考えれば、各課の状況によっては人員増の必要になる職場もある。

◎超過勤務の削減に取り組むにあたっては、先進市の事例や国の示す取り組みを参考に、各課のヒアリング時に適切なアドバイスに繋がる様、情報収集を行うこと。

以上の内容でとりまとめました。よろしくお願いします。

○座長

報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見等があれば、ご発言をお願いします。

○A議員

第二分科会の提案書の文中にある「公務労働」とは、どういう意味ですか。

○第2分科会座長

市職員の労働という意味です。

○A議員

はい、分かりました。

○座長

他に、何かありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、第二分科会の報告を終了します。

次に、第三分科会座長から、『子どものスポーツ環境について』、ご報告をお願いします。

○第三分科会座長

はい。第三分科会では、子どものスポーツ環境、特に中学校の運動部活動に関して議論を重ねてまいりました。

それでは、報告させていただきます。

テーマ『子どものスポーツ環境について（中学校の運動部活動）』

昨今の公立中学校においては、少子化による生徒数の減少とそれに伴う配置教員の減少が大きく影響し、中学校における運動系クラブの顧問の選任が困難となっている。

そのため教員自身が経験のないスポーツの顧問に就任したり、少子化による生徒数の減少と相まって、クラブ員の数が集まらないことから部活動が成り立たず、やむなく休部や廃部となることで生徒のスポーツ環境が著しく損なわれつつあるのが現状である。

また一方では教員の多忙化がマスコミでも頻繁に取上げられ社会問題となっているが、これは放課後の運動部活動の指導のみならず、休日における練習指導や大会等への参加引率などのため、顧問の教員が熱心に取り組めば取り組むほど業務の過重負担となり、早急な働き方改革が求められているのが現状である。

このような状況は本市のみならず全国的な現象となっていることから国においても平成29年3月に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」通知が出され、同時にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関す

る総合的なガイドライン」が策定提示されている。

通知内容は、都道府県教育委員会に対し域内の市町村教育委員会への周知を図ることを求めているが、本市においては、その現状を認識しているにもかかわらず未だ何ら対策が講じられていない状態である。

したがって、政策討論会第三分科会において下記の提言を行うものである。

1. 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」通知が出されたことに関し、本市教育委員会は具体的な対応を早急に取りまとめること。
2. 平成 30 年 2 月「学校における働き方改革に関する緊急対策並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底について(中間まとめ)」の中で、部活動を「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と位置付けられ、部活動指導員の配置を認めているが、本市の教育委員会の考えを明確にすること。
3. 日本中学校体育連盟に対し、部活動指導員の参画が積極的に行われるよう「全国中学校体育大会引率細則」の見直しを求めること。

以上が、第三分科会の報告です。よろしくお願いします。

○座長

報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見等があれば、ご発言をお願いします。

○A議員

提言の 3 番目の文章について確認します。

日本中学校体育連盟に対して「全国中学校体育大会引率細則」の見直しを求めることと記載がありますが、これは、本市の教育委員会が日本中学校体育連盟に対して「全国中学校体育大会引率細則」の見直しを求めるという意味で理解してよろしいですか。

○第三分科会座長

はい。本市の市長及び本市の教育委員会が、ということです。

ここで挙げている提言は、あくまでも市及び教育委員会に対してのもので、そのように受け取っていただければと思います。

○A議員

分かりました。

○座長

それでは、そういうことでよろしくお願いします。

他に、何かありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、第三分科会の報告を終了します。

ただいま、各分科会からの報告と意見交換が終了しましたが、この際、分科会や全体会議のあり方などについて何かご意見等があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして、「平成 30 年度 政策討論会 全体会議」を閉会します。

第三分科会

テーマ『子どものスポーツ環境について（中学校の運動部活動）』

参考資料

1. 平成 29 年 3 月「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」通知
2. 平成 29 年 12 月「学校における働き方改革に関する緊急対策（中間まとめ）」通知
3. 平成 30 年 2 月「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」通知
4. 「全国中学校体育大会引率細則」並びに「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

28 ス庁第 704 号

平成 29 年 3 月 14 日

抜 粹

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
スポーツ庁次長 高橋 道和
文化庁次長 中岡 司
文部科学省初等中等教育局長 藤原 誠

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 4 号）」が平成 29 年 3 月 14 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部（以下「学校」という。）におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするものである。

本改正の概要及び留意事項等は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いします。都道府県知事におかれては所轄の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いします。

記

第 1 改正の概要

本改正は、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするものであること。

第 2 留意事項

1 部活動指導員の職務

(1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、

文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事すること。

（2）部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。なお、部活動指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではないこと。

（3）校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができること。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、上記（2）にあるように年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせること。

（4）部活動指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や上記（3）の部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図ること。

2 部活動指導員に係る規則等の整備

学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備すること。当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な事項を定めること。

なお、災害補償については、地方公共団体において部活動指導員を非常勤職員として任用する場合、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 3 条第 2 項により、労働者災害補償保険の適用となることに留意すること。

3 部活動指導員の任用

部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。

4 部活動指導員に対する研修

学校の設置者及び学校は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月）等を踏まえ、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこと。研修においては、部活動が学校教育の一環であること等部活動の位置付けや部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等教育的意義のほか、学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導を行うこと、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、服務（部活動指導員が校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）を遵守すること等について、十分に理解させること。

学校における働き方改革に関する緊急対策

平成29年12月26日

文部科学大臣決定

平成29年6月、文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、同年12月22日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」という。）がまとめられた。

「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」においては、

- 学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化
- 学校が作成する計画等の見直し
- 学校の組織運営体制の在り方
- 勤務時間に関する意識改革と制度的措置
- 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

という観点において、取り組むべき具体的な方策が示されたところであり、これを踏まえて、文部科学省が中心的に実施していく内容を、本緊急対策としてとりまとめ、着実に実施していく。

1. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

（1）業務の役割分担・適正化を進めるための取組

（2）それぞれの業務を適正化するための取組

【登下校に関する対応】

【部活動】

○ 運動部活動については、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」を踏まえ、本年度末までに、部活動の適切な運営のための体制の整備や適切な活動時間や休養日についての明確な基準の設定、各種団体主催の大会の在り方の見直し等を含んだガイドラインを作成し、提示する。また、文化部活動に関しても運動部活動と同様にその在り方等について検討する必要があることから、ガイドラインを作成する等必要な取組を行う。

○ 部活動の顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への適切な部活動指導の観点から、各校長が、教師の専門性や校務分担の状況に加え、負担の度合いや専門性の有無を踏まえて、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるよう促す。

部活動指導員については、スポーツ庁が作成予定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を遵守すること、部活動指導員の参画が教師の働き方改革につながる取組であること等を条件として支援を行う。

○ 少子化等により規模が縮小している学校においては、学校に設置する部活動の数について、部活動指導にたけた教師の配置状況や部活動指導員の参画状況を考慮して適正化するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動や総合型地域スポーツクラブとの連携等を積極的に進めるよう促す。

○ 大会・コンクール等の主催者に対して、部活動指導員による引率や、複数の学校による合同チームや地域スポーツクラブ等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正等を行うよう要請する。

○ 一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等の取組も検討するよう促す。

○ 各種団体主催の大会も相当数存在し、休日に開催されることも多い実情を踏まえ、各種団体においてその現状の把握と見直しを要請する。

○ 将来的には、地方公共団体や教育委員会において、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境が整った上で、部活動を学校単位の取組から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも検討する。

平成30年2月9日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長

文部科学事務次官 戸 谷 一 夫

学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）

文部科学省では、平成29年6月22日に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行い、同年12月22日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」という。）が取りまとめられました。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

記

教育委員会において取り組むべき方策としては、以下の事項が挙げられる。各教育委員会においては、これらの取組について、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて、順次適切に取組を進めること。

—

1. 学校における業務改善について

（1）業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について

- ①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
- ②事務職員の校務運営への参画の推進
- ③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
- ④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
- ⑤業務の管理・調整を図る体制の構築
- ⑥関係機関との連携・協力体制の構築
- ⑦学校・家庭・地域の連携の促進
- ⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進
- ⑨研修の適正化
- ⑩各種研究事業等の適正化
- ⑪教育委員会事務局の体制整備
- ⑫授業時数の設定等における配慮
- ⑬各学校における業務改善の取組の促進

(2) 中間まとめにおいて示された業務の在り方に関する考え方を踏まえて教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り，児童生徒が補導されたときの対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

【学校の業務だが，必ずしも教師が担う必要のない業務】

- ⑤調査・統計等への回答等
- ⑥児童生徒の休み時間における対応
- ⑦校内清掃
- ⑧部活動

【学校の業務だが，必ずしも教師が担う必要のない業務】

⑧部活動

各学校において，教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ，学校の教育方針を共有した上で，学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。少子化等により規模が縮小している学校においては，学校に設置する部活動の数について，生徒や教師の数，部活動指導員の参画状況を考慮して適正化するとともに，生徒がスポーツ・文化活動等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動や民間団体も含めた地域のクラブ等との連携等を積極的に進めること。

教師の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく，部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも，部活動の適切な活動時間や休養日について明確に基準を設定すること。

一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ，入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。

部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり，教師の側の意識改革を行うために，採用や人事配置等の段階において，教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。

「全国中学校体育大会引率細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員※1が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者として外部指導者（コーチ）の引率を認めるものではない。

※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。

（1）引率者としての外部指導者（コーチ）の規定

- ① 当該校の校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者（コーチ）としての契約がなされていること。
- ② 引率者としての外部指導者（コーチ）は、各大会の申込用紙の引率外部指導者（コーチ）欄に必要事項を記入すること。
- ③ 引率者としての外部指導者（コーチ）に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適合者として会長または競技専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ④ この規定以外のことは、各競技専門部の規定

（2）引率者としての外部指導者（コーチ）の引率を認める個人競技は、次の12競技とする。

但し、団体戦は該当しない。①陸上競技 ②体操競技 ③新体操 ④卓球 ⑤柔道 ⑥剣道 ⑦水泳競技 ⑧バドミントン ⑨相撲 ⑩ソフトテニス ⑪スキー ⑫スケート

（3）引率者としての外部指導者（コーチ）には、監督の資格を認めない。

- ① 引率上の留意点等
 - ア 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - イ 外部指導者（コーチ）は任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは外部指導者（コーチ）が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - ウ 引率にかかわる外部指導者（コーチ）の費用は、原則として自己負担とする。

「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」

(1)趣旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チーム(以下合同チーム)で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(2)条件

- ① 合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- ② 合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。
- ③ 合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。
- ④ 個人種目のない以下の競技(7競技)に限る。

バスケットボール(5)、サッカー(11)、バレーボール(6)

ハンドボール(7)、軟式野球(9)、ソフトボール(9)、アイスホッケー(11)

※但し()内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

- ⑤ チーム名は校名連記とする。
- ⑥ 参加申し込み手続きは当該校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- ⑦ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員(部活動指導員は含まない)による代表引率・監督を認める。

★ 注意点

(1)部活動指導員は依頼監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。

(2)部活動指導員として複数校に勤務する場合、全中大会で引率・監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する都道府県中学校体育連盟に報告する。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。